三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
九　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）

登録年月日
平成二十二年六月二十九日

（参考）
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社（神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番5号）
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社テクノロジーセンター（神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目25番2号）
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社西日本地域担当オフィス及び大阪ラボ（大阪府大阪市北区東天満二丁目9番1号若杉センタービル本館16階）
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社広島オフィス（広島県東広島市鏡山三丁目13番26号広島テクノプラザ302号）
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社九州オフィス（福岡県福岡市早良区百道浜二丁目1番22号福岡SRPセンタービル10階1001号）

○国土交通省告示第七百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十八年建設省告示第二千百六十一号で指定した土地の区域
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥出川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成六年建設省告示第百三十七号で指定した土地の区域
和歌山県橋本市高野口町嵯峨谷
字折付　三六九番一　一号
字栂山　三四三番　二号
字足山　五一一番一　三号
字出岩　四七七番三九　四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥出川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城
字天満横手　二八六番一から二八六番四
二八六番六及び二八六番七
二八八番一から二八八番三
二八九番
二九〇番一
二九〇番三
二〇三番二
二〇四番
二五八番一及び二五八番二
二五九番一及び二五九番二
二六一番一から二六一番三
二六三番一から二六三番三
二六五番一及び二六五番二
二六六番
二六七番二及び二六七番三
二六九番
二七〇番
二七一番一から二七一番三
二七二番
二七三番一から二七三番三
二七四番一及び二七四番二
二七五番一
二七八番
二七九番一及び二七九番二
二八一番
二八三番
二八五番
二八七番
二八八番
二八九番
二九〇番一から二九〇番三
二九四番一から二九四番四
二九六番一及び二九六番二
二九八番一
二九八番五から二九八番八
二九八番一一
三九八番一五及び三九八番一六
三九八番一八から三九八番二四
三九九番
四〇〇番
四〇一番
四八七番二及び四八七番三
四八九番一及び四八九番二
四九〇番
四九五番二
五〇二番
五〇三番
五〇六番
五〇七番
五〇八番一
五〇八番三
五〇九番
五一〇番
五一一番
五一三番
五一五番
五一六番
五一七番
五一八番
五一九番二から五一九番四
五二六番
五二六番一
五八一番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から貴志川合流点までの区間の奥出川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く）
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城
字瀧谷　五一九番二　一号
字天満横手　二八六番六　二号

○国土交通省告示第七百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の西川の官民地境界線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷
和歌山県橋本市高野口町嵯峨谷
字瀧谷

○国土交通省告示第七百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年七月八日

国土交通大臣　前原　誠司

第1　起業者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
第2　事業の種類　北陸新幹線長野・金沢間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事